

令和8年第5回高松市議会定例会追加提出予定議案

1 高松市屋外広告物条例の一部改正について

〔 R 9 . 1 . 1 から施行 〕

高松市景観計画で定めるサンポート高松周辺景観形成重点地区

及び玉藻公園周辺景観形成重点地区における経過措置の特例を定めるため、改正するもの

- (1) 令和8年12月31日において、現に高松市景観計画で定めるサンポート高松周辺景観形成重点地区及び玉藻公園周辺景観形成重点地区の区域内で適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件（次項において「適法広告物等」という。）については、第8条の規定にかかわらず、令和9年12月31日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができるものとするもの
- (2) (1)の期間が満了した場合においては、その期間の満了の日の翌日から令和19年3月31日までの間に限り、この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなる適法広告物等について許可をすることができることとするもの